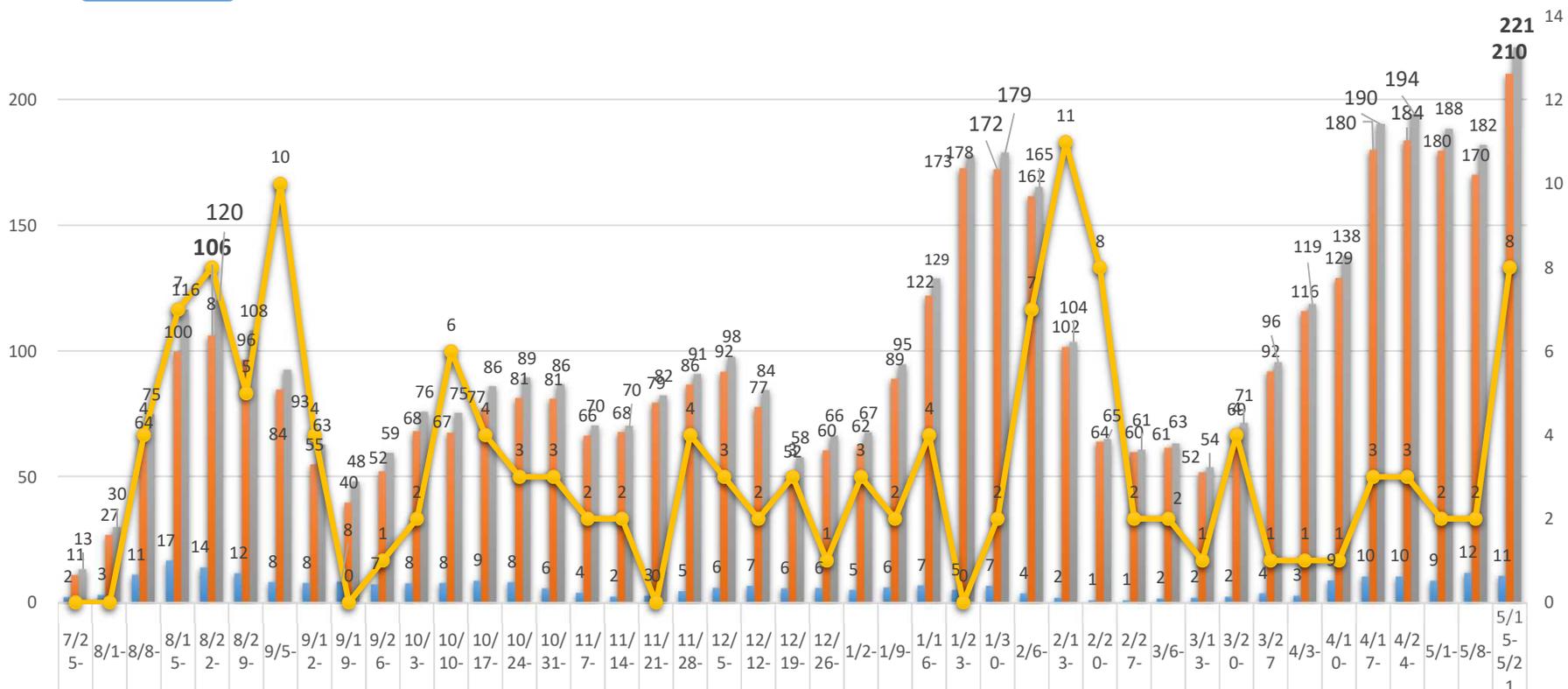


重症・中等症患者の 1 週間ごとの状況

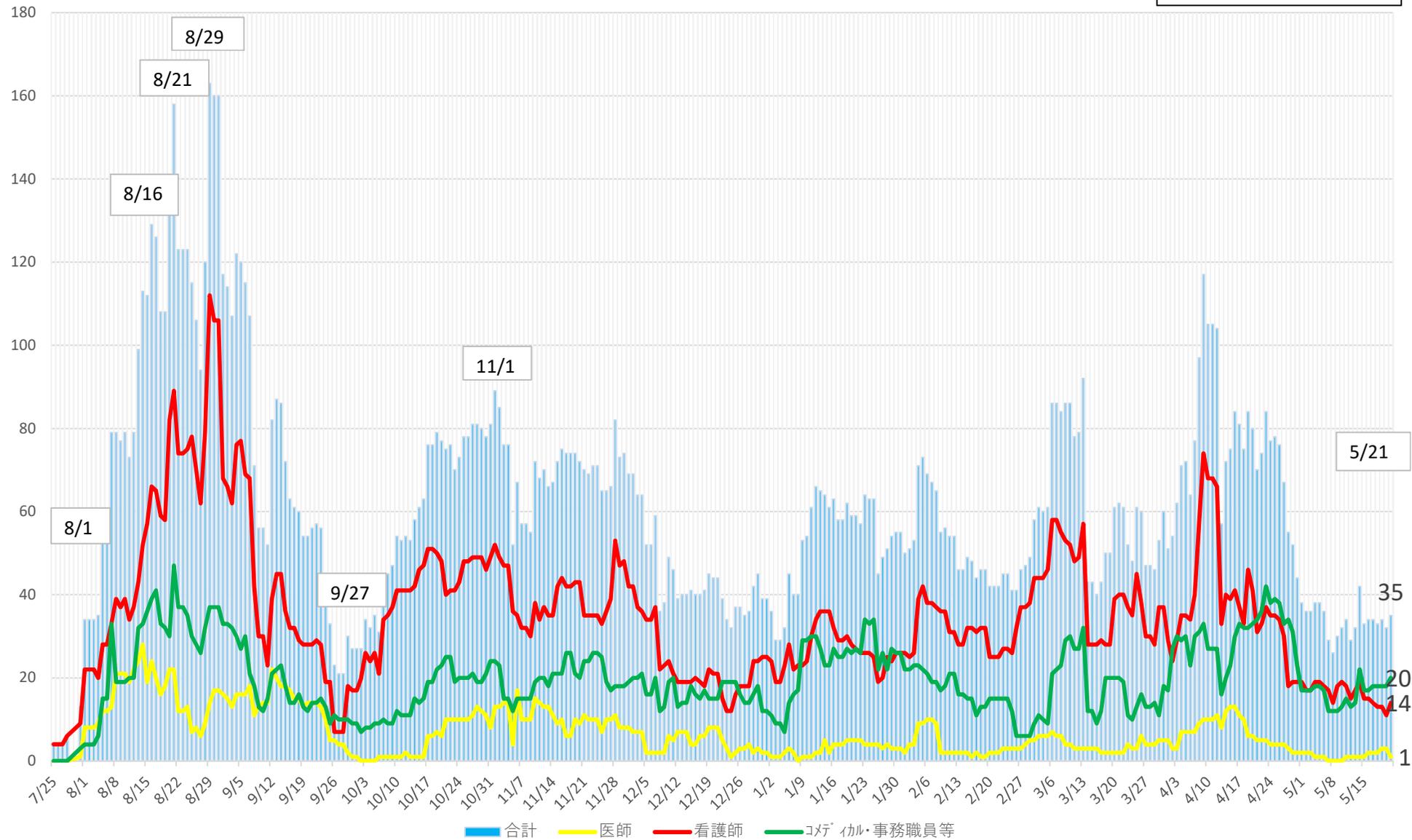
単位：人



重症者	2	3	11	17	14	12	8	8	8	7	8	8	9	8	6	4	2	3	5	6	7	6	6	5	6	7	5	7	4	2	1	1	2	2	2	4	3	9	10	10	9	12	11	
中等症者	11	27	64	100	106	96	84	55	40	52	68	67	77	81	81	66	68	79	86	92	77	52	60	62	89	122	173	172	162	102	64	60	61	63	52	69	92	116	129	180	184	180	170	210
合計	13	30	75	116	120	108	93	63	48	59	76	75	86	89	86	70	70	82	91	98	84	58	66	67	95	129	178	179	165	104	65	61	63	54	71	96	119	138	190	194	188	182	221	
死亡退院	0	0	4	7	8	5	10	4	0	1	2	6	4	3	3	2	2	0	4	3	2	3	1	3	2	4	0	2	7	11	8	2	2	1	4	1	1	1	3	3	2	2	8	

患者受入医療機関の就業制限(休業)状況

令和3年5月21日時点
総括情報部



宿泊療養施設:入居状況等の報告

1. 運営状況

	那 覇		北 部	宮 古		八重山	合 計
	リブネックス 那覇	東横イン 旭橋駅前	ホテル・スライ ト名護	ピ・スリー 宮古島 NEXUS	ピ・スライ ト宮古島	ホテル 石垣	
開設日 (再開日)	7月30日	8月4日	10月20日	8月12日	1月28日	8月4日	
確保部屋数	60部屋	200部屋	30部屋	0部屋	73部屋	50部屋	413部屋
入居部屋数	22部屋	96部屋	14部屋	0部屋	16部屋	25部屋	173部屋
残部屋数	38部屋	104部屋	16部屋	0部屋	57部屋	25部屋	240部屋
総入所者数	425人	3430人	262人	101人	230人	210人	4658人
総退所者数	396人	3330人	246人	101人	214人	183人	4470人
入居人数	29人	100人	16人	0人	16人	27人	188人
陽性者数	28人	96人	15人	0人	15人	27人	181人

2. 男女別人数・比率

男女比	男性人数	女性人数	計
人数	109人	79人	188人
比率	58.0%	42.0%	100.0%

3. 年代別人数・比率

年代別	男性人数	女性人数	計	年代別割合
10歳未満	4人	1人	5人	2.7%
10代	14人	12人	26人	13.8%
20代	34人	31人	65人	34.6%
30代	29人	9人	38人	20.2%
40代	14人	12人	26人	13.8%
50代	10人	10人	20人	10.6%
60代	4人	3人	7人	3.7%
70代	人	1人	1人	0.5%
80代	人	人	人	0.0%
年齢確認中	人	人	人	0.0%
小計	109人	79人	188人	100.0%

沖縄県内の人口変動状況について

外出自粛の効果を定量的に分析するため、KDDIの位置情報ビッグデータ分析ツール「KDDI Location Analyzer」を利用し、検証を行った。

調査箇所は、本島・宮古・八重山の3地域で繁華街・商業地域・空港エリアとし、合計18地点(のべ20地点)を設定した。

1. 調査箇所・時間

令和2年3月20日(金・祝)又は21日(土)を基準日と設定し、(1)繁華街エリアに関しては土曜日の22時時点、(2)商業エリアに関しては日曜祝祭日の15時時点、(3)空港に関しては日曜祝祭日1日単位で検証を行った。

(1) 繁華街エリア：22時時点(10地点)

- ①名護市：みどり街周辺、②沖縄市：中の町・ゲート通り周辺、③那覇市：松山周辺
④那覇市：久茂地周辺、⑤那覇市：てんぷす那覇周辺(桜坂・平和通り等)、
⑥那覇市：栄町周辺、⑦浦添市：屋富祖周辺、⑧宜野湾市：普天間周辺
⑨宮古島市：西里通り・下里通り周辺、⑩石垣市：美崎町周辺

(2) 商業エリア：15時時点(7地点)

- ①北谷町：美浜周辺、②北中城村：イオンモール沖縄ライカム、
③浦添市：サンエー浦添西海岸パルコシティ、
④豊見城市：豊崎ショッピングモールあしびな、⑤那覇市：サンエー那覇メインプレイス
⑥那覇市：久茂地周辺、⑦那覇市：てんぷす那覇周辺(桜坂・平和通り等)

(3) 空港エリア：1日単位(3地点)

- ①那覇空港、②宮古空港、③石垣空港

2. 分析結果(令和2年3月20日(金・祝)又は21日(土)を基準日と設定)

(1) 繁華街エリア：22時時点(10地点平均)

	3/21 (土)	4/4 (土)	5/2 (土)	7/25 (土)	8/8 (土)	2/13 (土)	3/27 (土)	4/3 (土)	4/10 (土)	4/17 (土)	4/24 (土)	5/1 (土)	5/8 (土)	5/15 (土)
基準日	▲44.7	▲64.9	▲7.8	▲45.8	▲53.1	▲32.6	▲40.1	▲41.1	▲54.8	▲55.5	▲50.3	▲53.7	▲55.3	

(2) 商業エリア：15時時点(7地点平均)

	3/20 (金祝)	4/5 (日)	5/2-5/6 土-水	7/23-26 木-日	9/6 (日)	2/14 (日)	3/28 (日)	4/4 (日)	4/11 (日)	4/18 (日)	4/25 (日)	5/2 (日)	5/9 (日)	5/16 (日)
基準日	▲32.4	▲62.0	▲10.9	▲39.0	▲18.0	▲22.7	▲17.5	▲28.8	▲26.4	▲23.7	▲18.9	▲22.0	▲26.8	

(3) 空港エリア：1日単位(3地点平均)

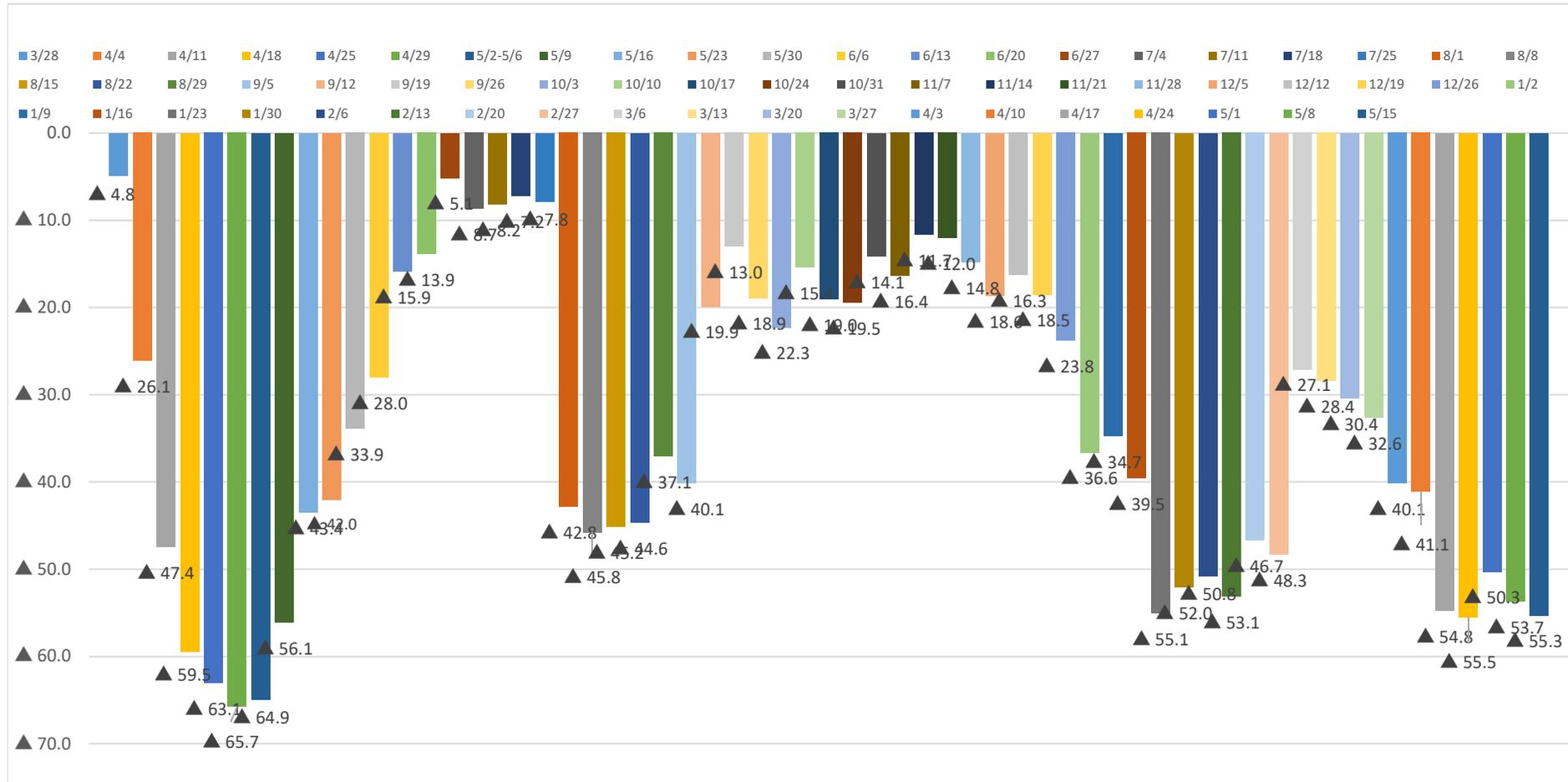
	3/21 (金祝)	4/5 (日)	5/2-5/6 土-水	7/23-25 木-日	9/6 (日)	2/14 (日)	3/28 (日)	4/4 (日)	4/11 (日)	4/18 (日)	4/24 (日)	5/2 (日)	5/9 (日)	5/16 (日)
基準日	▲28.2	▲81.3	▲0.3	▲80.5	▲57.5	▲5.0	▲16.0	▲39.6	▲40.9	▲46.8	▲44.5	▲43.1	▲57.8	

3. 留意事項

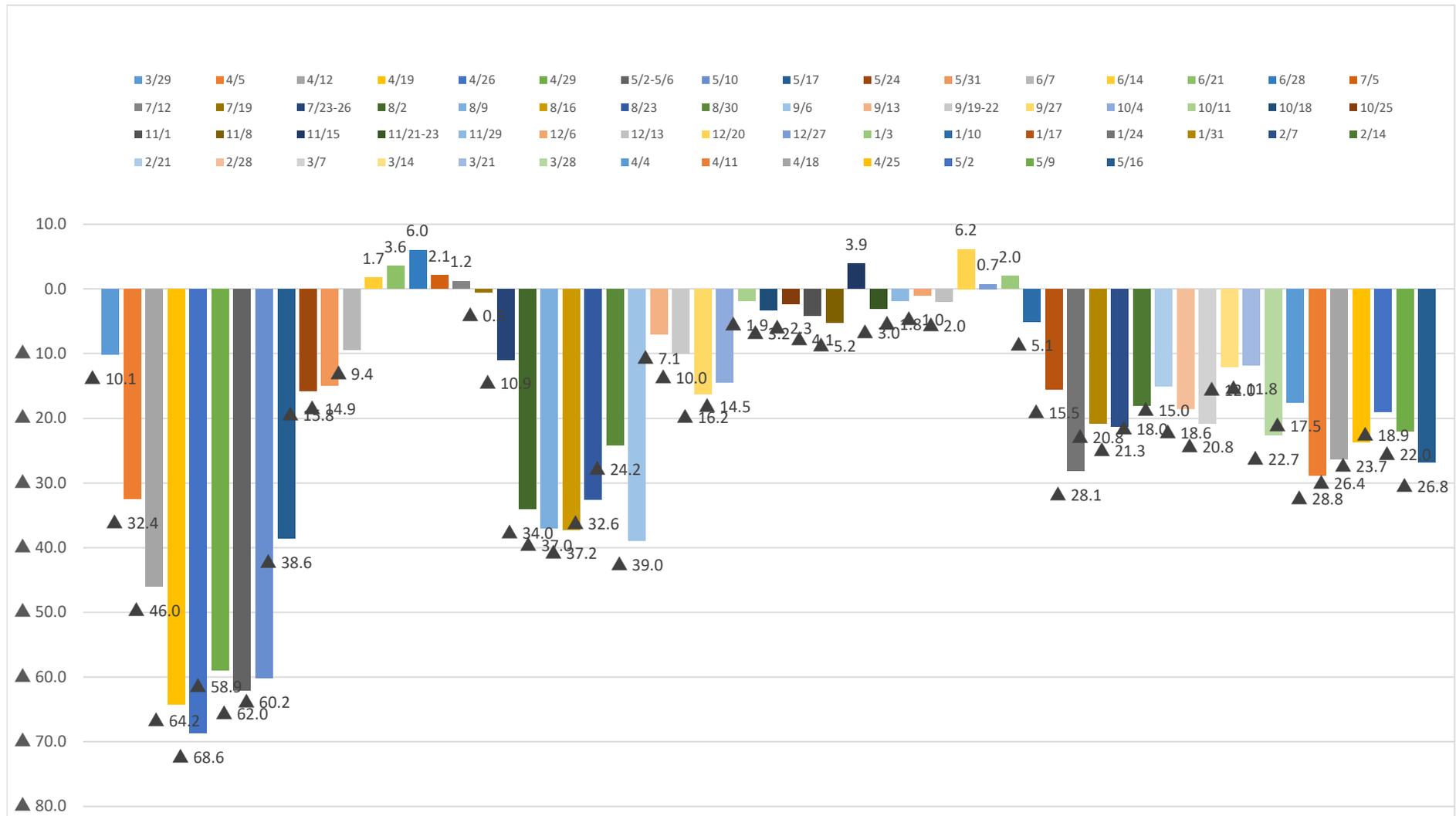
- ① 提供企業：KDDI(KDDI Location Analyzer)のサービスに基づく資料
au スマートフォンユーザーのうち個別同意を受けたユーザーを
対象に、個人を特定できない処理を行って集計
- ② 最新数値：4 日前の数値
- ③ 集計方法：全人口推計値
位置情報の利用に許諾して頂いたユーザー数の他、全人口に対す
るユーザーの割合から、拡大推計した人口数での集計
- ④ 分析方法：滞在人口分析
- ⑤ 滞在時間：15 分以上（15 分・30 分・60 分で設定可能）
- ⑥ 時間設定：エリアで時間等設定（1 時間及び 1 日単位で設定可能）
 - 繁華街エリア：22 時時点
 - 商業エリア：15 時時点
 - 空港エリア：1 日単位
- ⑦ 滞在区分：**全体の数値**（居住者・勤務者・来街者で区分可能）
- ⑧ 調査地点：18 地点（のべ 20 地点）
繁華街：10 地点、商業：7 地点、空港：3 地点
- ⑨ 地域設定：調査地点の中央点を設定し、中央点から半径 100m～500m の範囲
で集計を行っている（最大半径 2 km まで設定可能）

沖縄県内の人口変動状況について

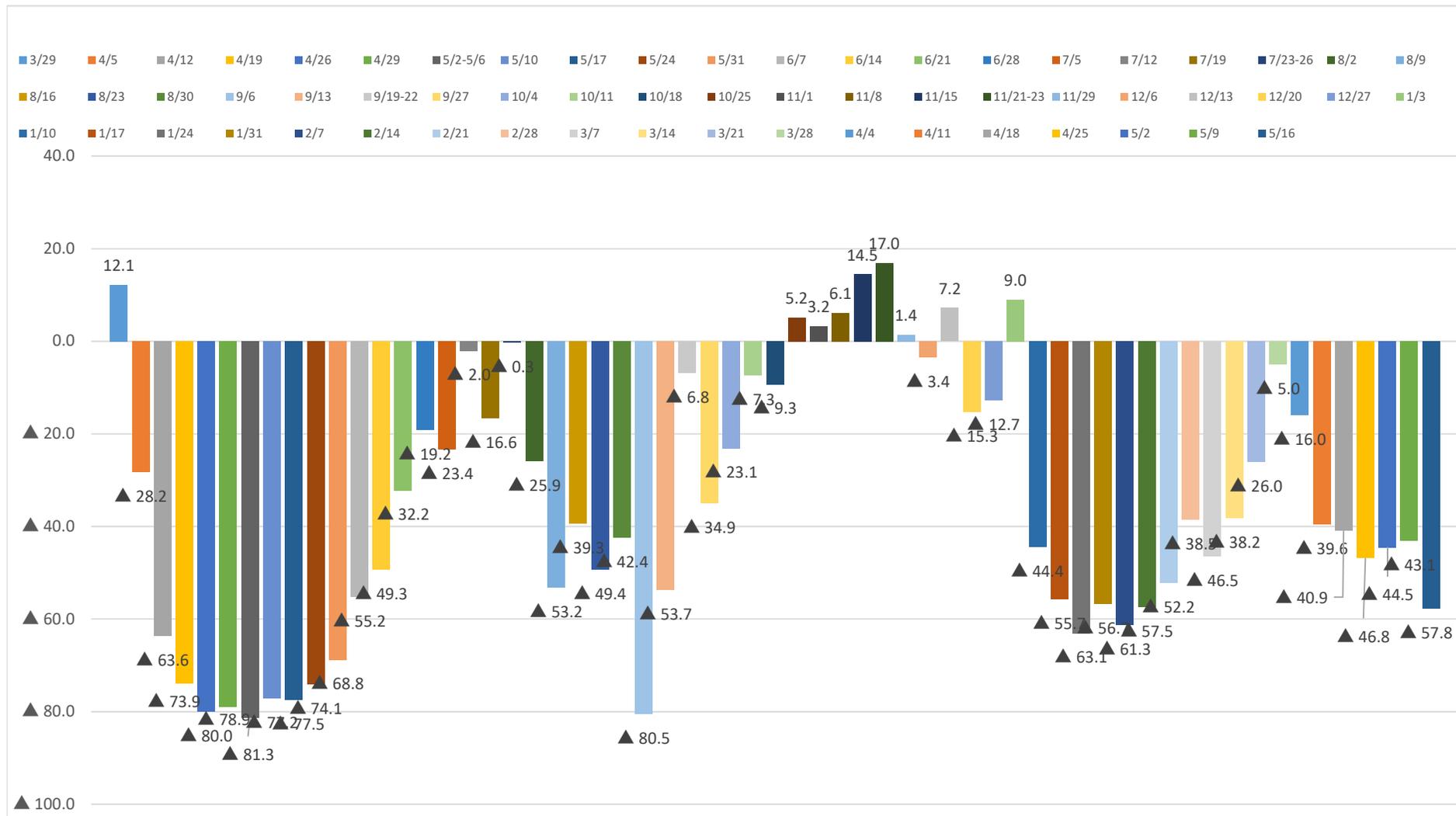
【 1 繁華街エリア合計：3月21日(土)と比較して各土曜日22時時点】



【Ⅱ 商業エリア合計：3月20日(金祝)と比較して各日曜日15時時点】



【Ⅲ 空港エリア合計：3月20日(金祝)と比較して各日曜日1日単位】



宮古・八重山地域の感染状況

令和3年5月20日時点

令和2年10月16日(金)から宮古及び八重山地域を医療フェーズ5へ引き上げ
 令和2年11月17日(火)から宮古及び八重山地域を医療フェーズ4へ引き下げ
 令和2年12月9日(水)から宮古を医療フェーズ5へ引き上げ
 令和3年1月14日(木)から県内全域で医療フェーズ5へ引き上げ
 令和3年2月27日(土)から宮古・八重山地域を医療フェーズ3Bに引き下げ
 令和3年4月3日(土)から宮古・八重山地域を医療フェーズ4に引き上げ
 令和3年4月20日(火)から宮古・八重山地域を医療フェーズ5に引き上げ

【宮古】

総括情報部

判断指標		5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20
圏内の医療体制	① 療養者数（入院中・宿泊療養中・自宅療養中・入院等調整中）	45	41	40	39	34	33	29	27	29	32	28	29	21	28	30
	② 現時点：病床占有率（入院中/病床数）	34.6%	34.7%	29.8%	31.6%	29.1%	29.1%	22.6%	25.5%	26.0%	30.0%	28.0%	25.0%	20.8%	21.7%	20.8%
圏内の感染状況	④ 新規感染者数（直近1週間合計）	33	32	27	27	20	24	21	19	19	21	19	22	19	18	24
	⑤ 感染経路不明な症例の割合（直近1週間平均）	48.5%	53.1%	59.3%	63.0%	55.0%	58.3%	66.7%	68.4%	73.7%	76.2%	73.7%	72.7%	73.7%	77.8%	83.3%
判断指標関係	① 病床数															
	○医療機関病床数	52	49	57	57	55	55	53	51	50	50	50	48	48	46	48
	○宿泊施設病床数	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
	② 重症用病床数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	③ 新規感染者数	3	5	2	2	2	4	3	1	5	4	0	5	1	2	7
	④ 感染経路不明者数	2	3	2	2	0	3	2	1	4	4	0	2	1	2	7
	⑤ 重症者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 入院患者数	18	17	17	18	16	16	12	13	13	15	14	12	10	10	10	

【八重山】

判断指標		5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20
圏内の医療体制	① 療養者数（入院中・宿泊療養中・自宅療養中・入院等調整中）	12	18	22	26	32	40	48	54	70	81	89	89	83	99	103
	② 現時点：病床占有率（入院中/病床数）	13.6%	25.0%	22.7%	22.7%	25.0%	29.5%	30.4%	37.5%	52.2%	62.5%	70.2%	76.1%	75.0%	70.2%	75.0%
圏内の感染状況	④ 新規感染者数（直近1週間合計）	6	11	14	20	24	31	40	43	54	62	64	69	68	71	83
	⑤ 感染経路不明な症例の割合（直近1週間平均）	50.0%	72.7%	78.6%	85.0%	83.3%	87.1%	85.0%	90.7%	94.4%	93.5%	93.8%	92.8%	92.6%	93.0%	91.6%
判断指標関係	① 病床数															
	○医療機関病床数	44	44	44	44	44	44	46	48	46	48	47	46	48	47	48
	○宿泊施設病床数	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	② 重症用病床数	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4
	③ 新規感染者数	3	6	3	6	4	8	10	6	17	11	8	9	7	13	18
	④ 感染経路不明者数	1	5	3	6	3	8	8	6	17	10	8	7	7	11	16
	⑤ 重症者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 入院患者数	6	11	10	10	11	13	14	18	24	30	33	35	36	33	36	

実施機関				2020	2021															
				7月8日	1月1日	2月8日	2月15日	2月22日	3月1日	3月8日	3月15日	3月22日	3月29日	4月5日	4月12日	4月19日	4月26日	5月3日	5月10日	5月17日
				12月末	2月7日	2月14日	2月21日	2月28日	3月7日	3月14日	3月21日	3月28日	4月4日	第1週	第2週	第3週	第4週	第1週	第2週	第3週
県衛生環境研究所	検査数		868	0	0	54	1	0	10	1	73	43	94	83	84	98	113	60	98	56
	陽性数	N501Y	269	0	0	0	0	0	2	0	1	0	5	20	19	39	64	35	39	45

その他

民間検査センターA	検査数		489		9	7	10	8	12	5			8	44	38	63	58	79	60	88
	陽性数	N501Y	226		0	0	0	0	0	0			2	8	7	23	32	47	47	60
民間検査センターB	検査数		101					1					12	24	22	5	8	7	22	
	陽性数	N501Y	49					0					4	12	8	3	5	2	15	

合計	検査数		1458		9	61	11	9	22	6	73	43	102	139	146	183	176	147	165	166
	陽性数	N501Y	544	0	0	0	0	0	2	0	1	0	7	32	38	70	99	87	88	120

新規陽性患者数	5221	2479	147	93	111	128	175	254	492	649	574	795	646	490	470	775	628
---------	------	------	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

新規患者に対する変異株検査の割合	0.00%	0.36%	41.50%	11.83%	8.11%	17.19%	3.43%	28.74%	8.74%	15.72%	24.22%	18.36%	28.33%	35.92%	31.28%	21.29%	19.11%
総検査数に対するN501Y陽性件数の割合		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	9.09%	0.00%	1.37%	0.00%	6.86%	23.02%	26.03%	38.25%	56.25%	59.18%	53.33%	72.29%

沖縄県から提供のあった株について、由来を知るためにゲノム解析を実施。

国立感染症研究所	検査数		1226	951					88					0	98			89		
	検査結果	N501Y	0																	
		E484K	195	6					21					0	79				89	
		L452R	1	0					1					0	0				0	

新型コロナウイルスワクチン対策チーム進捗状況報告

I. 医療従事者向け進捗状況

1. 医療従事者向け接種者数の把握
→各市町村からとりまとめ、2月17日に国（厚生労働省）へ報告済み。
沖縄県全体：57,246名
2. 新型コロナワクチン（第1弾）の国からの発送が決定
→沖縄県には14箱（2,730バイアル、13,650人分）が割り当てられた。
※ 3月5日から接種開始。
3. 5月17日の週までに計=59,280人分（対象者数の104%）
5月中には1回目の接種が終了する見込み。
5. 令和3年5月14日 8:30時点の沖縄県内の接種者数…62,792回
1回目・・・39,757人（69.5%）
2回目・・・23,035人（40.2%）

II. 住民向け進捗状況

1. 各市町村の住民接種体制の構築
→個別接種か集団接種か等含め、各市町村は、地区医師会と連携し検討中。
県では、今後、連携会議等で進捗状況を確認し、必要に応じ、支援を行っていく。
医療従事者の確保が課題となる。琉大病院・県立病院等に協力を依頼中。
(ディープフリーザー配置済)
2. 高齢者向けのワクチンについて
→4月5日の週に配送される2箱については、地域性・接種計画の進捗等、総合的に判断し、宮古島市及びうるま市へ配分することを決定。
4月12日、19日の週に沖縄県にそれぞれ10箱納入。
4月26日の週に沖縄県に79箱（77,025回分）納入。
5月10日の週と5月17日の週に計133箱（155,610回分）。
5月24日の週と5月31日の週に計163箱（190,710回分）
6月7日の週と6月14日の週に計123箱（143,910回分）
6月21日の週と6月28日の週に計120箱（140,400回分） 納入予定
計729,105回分（364,552.5人分）沖縄県高齢者人口332,310人の110%分のワクチンが6月中に納入予定。

実施状況

- 4月12日に宮古島市のグループホームで接種開始。
4月15日及び18日にうるま市津堅島で高齢者及び高齢者以外に接種開始。
4月18日に伊江村で75歳以上を対象に接種開始。

5月14日現在、26市町村で接種開始

5月8日に渡名喜村、竹富町竹富島で接種

5月14日現在 1回目 9,926名（3.1%）2回目 687名（0.2%）

高齢者施設従事者 計 1,617名、その他 457名

今後の見込み

7月中に終了見込み 32市町村

8月～9月終了見込み 9市町村

3. コールセンターの設置について

→3月15日からワクチン接種にかかる副反応等の専門相談ができるコールセンターを稼働。連絡先と対応時間は次のとおり。

電話：098-894-4856

時間：9:00～17:00（土日祝祭日含む）

4. アナフィラキシー（副反応）発生時の教材の作成

→接種時に起こる可能性のあるアナフィラキシーへの対応方法等について、琉球大学と作成済み。医師会、病院等に提供済み。

6. 小規模離島接種体制

ほぼすべての離島で、高齢者接種の日程を設定済み。

うるま市津堅島、伊江村、南城市久高島、久米島町、渡名喜村、竹富町竹富島で開始

5月14日座間味村、15日多良間村、竹富町西表島で開始予定

医療従事者の確保についてもほぼ調整済み

小規模離島では、自治体の希望に応じ、高齢者以外の接種も行う予定

7. 大規模広域接種会場

接種場所、運営方法、設置時期等につき、現在検討中。

Ⅲ. 課題

1. 医療従事者の確保

医療従事者向け接種：具体的な接種につき、地区医師会で調整中。

一般住民向け接種：地域のクリニックの参画が必要なことから、さらなる調整が必要。

離島接種：台風時の対応

飛行機減便で医療従事者の応援に影響する可能性あり

NAPP・TACO・RICCA等の状況

1 NAPPの実績数

令和3年5月10日(月)～令和3年5月16日(日)

	今回(5/10～16)	対先週比	累計
NAPP受検者	760人	-77人	10,523
うち県内在住者	498人	-82人	6,865
うち県外在住者	262人	+5人	3,658
うち陽性者	2人	-3人	27
【陽性事例】県内在住者2名			

2 TACO(那覇空港)の週間実績数

令和3年5月10日(月)～令和3年5月16日(日)

サーモグラフィー通過者	85,234人	出発 到着	37,287人 47,947人
	前週実績: 147,877人(5/3-9) (-62,643人)		
発熱者数	0人		
問診実施件数	0件		
検査実施数	0件		
電話対応件数	13件		
うち健康相談・問診実施数	1件		

3 RICCAの状況

	5/17時点	前回は(5/13)
登録者数	93,881人	+993
登録施設等(QRコード発行件数)	15,130件	+149

検査事業実績

1 安価なPCR検査補助の実績(5/7~5/14)

	5/7~5/14	対前週比	累計
受検者数	4,001 人	+264 人	34,023 人
陽性者数	98 人	+19 人	390 人
陽性率	2.45%	-	1.15%

2 飲食店検査の実績(3/27~5/14)

	松山地区 3/27~4/11分	10市5町 4/12~5/7分	合計
受検者数	632 人	1,122 人	1,754 人
陽性者数	3 人	20 人	23 人
陽性率	0.47%	1.78%	1.31%

3 モニタリングの実績(3/29~5/9)

	5/3~5/9	対前週比	累計
受検者数	427 人	-193 人	2,716 人
陽性者数	1 人	+1 人	5 人
陽性率	0.23%	-	0.18%

PCR検査強化事業（介護従事者対象）検査実施状況

R3.5.17時点

市町村	対象		5/10-5/14			累計		
	事業所数	対象者数	受検者数	陽性者数	陽性率	受検者数	陽性者数	陽性率
計	1,944	24,764	3,366	1	0.03%	8,549	3	0.035%
那覇市	350	4,522						
宜野湾市	124	1,186						
石垣市	68	775						
浦添市	99	1,528	1,125			1,411		
名護市	95	1,162	1,065	1	0.09%	2,165	2	0.09%
糸満市	73	789						
沖縄市	220	2,787	1,176			3,491	1	0.03%
豊見城市	90	1,337						
うるま市	139	1,725				1,482		
宮古島市	128	1,391						
南城市	69	1,080						
北部保健所管内	94	1,123						
中部保健所管内	207	2,817						
南部保健所管内	181	2,445						
宮古保健所管内								
八重山保健所管内	7	97						

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

外出自粛要請

◆ 日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること

(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆ 必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること

買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆ 都道府県間の移動・往来は自粛すること (法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆ 離島との往来は、自粛すること (法第45条第1項)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、外出を控えてください。

◆ 模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること (法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき・県民と同様の協力を要請します。

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

飲食での要請

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項）

なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項）

◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を避けること（法第24条第9項）

（感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い）

◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項）

検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください

沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項）

●不要不急な救急受診は控えること

体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用
<沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129>

●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき・県民と同様の協力を要請します。

【来訪者の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

協力内容

来訪自粛

◆県外からの来訪（帰省を含む）について、緊急事態措置期間は自粛してください

やむなく必要があつて、来訪する場合は、本県入域前にPCR検査及び抗原検査による陰性判定を受けていただきますようお願いいたします。なお、来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港到着時にPCR検査を受検できる体制「NAPP」を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えるようお願いいたします。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。

日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間 令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）**する飲食店**（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）**及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】**

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項）

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項）

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

要請・協力
依頼内容

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

※5月22日-24日までは、周知期間とし、遅くとも5月25日から適用する。周知期間終了後までに販売が開始されたチケットは、上限5,000人以下を満たす場合はキャンセル不要とする。

要請内容

- ◆ **全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント（1,000人超）については、延期または中止を要請する**（無観客・オンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）
 - ◆ **上限人数1,000人以下のイベントにおいては収容率50%以内で開催することを要請するとともに、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催を検討すること**
また、感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止を要請する（法第24条第9項）
- ※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ延期がどうしても難しいイベントについては上限5,000人以内かつ収容率50%以内とする。

イベント実施時の留意事項

- ◆ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- ◆ 営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）
- ◆ イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）
- ◆ 催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）
- ◆ 国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

要請内容

- ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行う事（法第24条第9項）
 - ・従業員の体調管理の徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませること
 - ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
 - ・事業所の換気を励行すること
- ◆自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求める（法第24条第9項）
- ◆会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜間消灯すること（働きかけ）

※実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容

- ◆主要ターミナルにおける検温を実施すること（働きかけ）
- ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者において、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容

- ◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発、自治会等への協力の呼びかけ
- ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ）
- ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む）
- ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、
沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）

【学校への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する（法第24条第9項）
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を延期、縮小する（法第24条第9項）
- ◆県立学校では、通学時の密を避けるため、各学校の実態に応じて、時差登校を検討する（法第24条第9項）
- ◆幼児児童生徒に対し、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する（法第24条第9項）
- ◆学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う（法第24条第9項）
- ◆部活動について、原則休止とする。
ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。（法第24条第9項）
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する（法第24条第9項）
- ◆大学は学生に対し、以下の行動を自粛するよう徹底すること（法第24条第9項）
 - ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～6月20日（日）

要請・
協力依
頼内容

対象施設
(特措法施行令第11条)

内訳

要請・協力依頼内容

劇場等（第4号）

劇場、観覧場、映画館、
演芸場、プラネタリウム

集会場又は公会堂
(第5号)

集会場、公会堂

展示場（第6号）

展示場、貸し会議室、文
化会館、多目的ホール

ホテル又は旅館
(集会の用に供す
る部分に限る)
(第8号)

ホテル・旅館（集会
の用に供する部分に
限る）

- イベント開催の場合は営業時間を5時から21時までの時短（法第24条第9項）
- 人数上限5,000人かつ収容率50%以内（法第24条第9項）
- 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
- 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ）
- 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- 映画上映はイベント同様に扱い21時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項）
- イベント開催以外の場合は20時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項）
- 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項）
できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人または50%いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

【※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給】（他の補助メニューがある施設は、対象外となります）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間	令和3年5月23日（日）～6月20日（日）
------------	-----------------------

要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	内訳	要請内容
要請・協力依頼内容	商業施設 （生活必需物資を除く）（第7号）	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を5時から20時までの時短（法第24条第9項）
	運動・遊戯施設（第9号）	体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を5時から20時までの時短（働きかけ）
	博物館、美術館等（第10号）	博物館、美術館等（図書館を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
	遊興施設（第11号）	性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場	<ul style="list-style-type: none"> ■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ）
	サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）	スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■イベント開催の場合は21時までの時短（法第24条第9項） ◆国の事務連絡に基づき、運動・遊戯施設(第9号の一部) 博物館・美術館等(第10号) は人数上限5,000人かつ主要率50%以内の要請

【※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者には、協力金を支給】（他の補助メニューがある施設は、対象外となります）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間	令和3年5月23日（日）～6月20日（日）	
要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	要請・協力依頼
	保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設（第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ） ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）
	葬祭場（第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）
	図書館（第10号）	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項）
	ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号） ※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の長期滞在を目的とした利用が相当の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ・店舗での飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）
自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ） 	

公共施設

■県立施設は、原則休館とする。市町村にも同様の取扱を働きかける。

重点検査の拡充

1. 高齢者施設の従事者に対する検査

感染拡大地域における検査の頻回実施(2週に1回程度)、**抗原定性検査の導入**

2. 歓楽街における集中検査の延長・拡大

飲食店従業員向けの集中検査を延長実施、歓楽街での拡大に応じて集中検査を拡大

3. モニタリング調査の促進

対象者を拡大し、幅広く検査を実施、**保育所・幼稚園等職員の定期検査の実施**

4. 県独自の検査事業の推進・強化

希望者PCR検査、**エッセンシャルワーカー定期検査の推進(障害者施設職員の追加)**、
那覇空港PCR検査、本土直行便のある離島空港PCR検査体制の構築

5. 変異株検査の拡充

衛生環境研究所での検査体制の拡充、**民間検査機関との連携による拡充、インド株検査体制の構築**

新型コロナウイルスワクチン接種の促進

1. 新型コロナウイルスワクチン広域接種センターの設置

市町村の高齢者向けワクチン接種を補完
県による広域接種センターの設営(中南部2か所)で調整

2. 医療従事者向けの優先接種の推進

現在、1回目接種77.9%、2回目接種52.6%
5月中には、医療従事者に1回目接種を完了する。

3. 市町村への支援

ワクチン接種副反応対応コールセンターの設置
離島市町村への派遣医療従事者の調整支援

医療提供体制の整備



1. 入院病床の確保

重点医療機関等(23病院→25病院)を増設
重点医療機関等に要請し病床536床→555床を確保
病床確保のため、コロナ回復者の受入促進を図る協力金を創設

2. 軽症者向け宿泊療養施設の確保

那覇市内に2ヶ所(計260室)、北部地区(30室)、宮古地域(73室)、八重山地域(50室)の計413室を確保、5/17 宿泊事業者へ新たな施設を公募中

3. 自宅療養者へのフォローアップ体制

県コロナ本部内に「自宅療養健康管理センター」を設置し、看護師などによる健康観察や相談、配食支援、医療資器材の貸与を実施

4. 看護師・保健師を募集中(看護協会ナースセンター:098-888-3127(3128))

警戒レベル第4段階の具体的実施内容
(沖縄県対処方針)

議題 2

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

(令和3年5月〇日更新)

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校においては、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続する。ただし、学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を延期、縮小する。 ○ 通学時の密を避けるため、各学校の実態を踏まえ、時差登校を検討する ○ 幼児児童生徒に対し、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う ○ 部活動については、原則休止とする。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合の「学びの保障」については、学び残しが生じないように、オンライン等を含む学習支援を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部授業は、1・2年次は、感染防止策を徹底した上で対面授業とし、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 3年次は、遠隔授業とするが、週1日は登校する。 ○ 4年次は、月・水の地域保健看護演習、金曜日は感染対策を徹底し、対面授業とする。それ以外は遠隔授業とする。ただし、助産関連科目履修者、別科助産専攻学生は感染防止対策を徹底し、対面授業とする。 ○ 大学院生の研究指導は、指導教員と調整をしながら実施する。 ○ 図書館は、学生に利用については、授業のために登校する学生のみ利用とする。学外者の利用については、館内閲覧のサービスは引き続き中止とし、事前予約貸出のみとする。 ○ 部活動や課外活動における感染防止対策の徹底する。 ○ 体育館を利用しての活動は当面禁止する。 ○ 懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 県外、離島への不要不急の移動(帰省を含む)は自粛する。やむなく移動する場合は事前に届け出をする。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。

(4)県立農業大学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定 <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 ○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。
3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。
(2)私立小中高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発校においては、学科はオンライン訓練やレポート形式で実施し、困難な場合は、感染防止対策を徹底した上で、訓練時限数を短縮して実施する。また、実習については、感染防止対策を徹底した上で、訓練時限数を短縮して実施し、可能な場合はオンライン訓練も実施する。 ○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。 ○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。 ○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。

②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を要請する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園を検討することを依頼する。
5. その他の公共施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする ○ 電子書籍の閲覧、来館を伴わない資料の照会・複写、障がい者等への資料郵送サービス等は継続し、休館期間中は、図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する
②青少年の家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、施設の利用を停止する。
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休所とする。
④地域環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、原則休館とする。 ○ 出前講座を停止(ただし、オンラインによる講座は実施)
⑤博物館・美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 県及び指定管理者の常設展・企画展等は中止する。
⑥沖縄空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。

⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
⑧公文書館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 来館を伴わない所蔵資料に関する問合せ、郵送等による複写申請の受付及び資料提供サービス等は継続する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 5月23日(日)から当面の間キャンプ場等の有料施設利用や備品貸出を中止するとともに、建物施設を閉鎖する。
②奥武山総合運動場	○ 5月23日(日)から当面の間、施設の利用を停止する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③美ら海水族館	○ 5月23日(日)から当面の間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域を閉鎖する。
④首里城公園	○ 5月23日(日)から当面の間、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場を閉鎖する。
⑤県営8公園施設	○5月23日(日)から当面の間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設については原則閉鎖とする。 ○ただし、既に予約が入っており中止等ができない場合、全国的なイベントまたは大規模イベントについては、延期または中止を要請することとし、上限1,000人以下かつ収容率50%以下のイベントにおいては、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催を要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○5月23日(日)から当面の間、有料施設利用や備品貸出を中止する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福祉センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。